

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条</p> <p>1.2 (略)</p> <p>3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「インマルサット船舶地球局」という。)の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局(以下「インマルサット携帯移動地球局」という。)の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用リーダートランスポンダ、<u>捜索救助用位置指示送信装置</u>、第四十五条の三の五に規定する無線設備及び航空機用救命無線機の送</p>	<p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条</p> <p>1.2 (略)</p> <p>3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「インマルサット船舶地球局」という。)の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局(以下「インマルサット携帯移動地球局」という。)の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用リーダートランスポンダ、<u>第四十五条の三の五に規定する無線設備</u>及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差</p>

信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

第四十五条の三の三 捜索救助用リーダートランスポンダは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 空中線に関する条件

イ・ロ (略)

ハ 送信する電波の偏波は、水平偏波又は円偏波であること。

五 (略)

2 (略)

(捜索救助用位置指示送信装置)

第四十五条の三の三の二 捜索救助用位置指示送信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 前条第一項第一号に掲げる各条件に適合すること。

ロ 施行規則別図第六号の装置の識別信号を送信するものであること。

ハ 人工衛星局から送信される位置の測定のための信号を受信する装置を有し、当該装置により計算した位置に関する情報を送

は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

第四十五条の三の三 捜索救助用リーダートランスポンダは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 空中線に関する条件

イ・ロ (略)

ハ 偏波面は、水平であること。

五 (略)

2 (略)

(新設)

信するものであること。

二 電源投入後、一分以内に通報の送信を開始するものであること。

#### 二 送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビットであること。
変調指数	〇・五以内であること。
等価等方輻射電力	一ワット以上であること。
送信電力の立上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信電力の立下り時間	送信終了後、送信電力が五〇ワット以下となるまでの時間は、〇・八三二ミリ秒以内であること。

三 生存艇に取り付けた状態での空中線高は海面上少なくとも一メートル以上となること。

#### 四 電源に関する条件

イ 有効期間三年以上の専用電池を使用すること。

ロ 電池の容量が、九十六時間以上支障なく動作をせることができ  
れるものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条  
件に適合するものであること。

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1～45 (略)

46 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び搜索救助用位  
置指示送信装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差  
は、この表に規定する値にかかわらず、500Hzとする。

47～50 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許 容値	備考
(略)	(略)	(略)
F1B	(略)	(略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1～45 (略)

46 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の送信設備に使用  
する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわ  
らず、500Hzとする。

47～50 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許 容値	備考
(略)	(略)	(略)
F1B	(略)	(略)

F1D	(略)	(略)
	16kHz	船舶自動識別装置 (チャンネル間隔が 25kHzのものに限 る。)、簡易型船舶自 動識別装置及び搜索 救助用位置指示送信 装置
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第2～15 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～11 (略)

12 生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機  
間双方向無線電話、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救  
助用位置指示送信装置並びに航空機用救命無線機の帯域外領域に  
おけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域におけ  
る不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

13～47 (略)

F1D	(略)	(略)
	16kHz	船舶自動識別装置 (チャンネル間隔が 25kHzのものに限 る。)及び簡易型船舶 自動識別装置
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第2～15 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～11 (略)

12 生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機  
間双方向無線電話、搜索救助用レーダートランスポンダ並びに航  
空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の  
許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規  
定は適用しない。

13～47 (略)

附 則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。